

危険有害マンションの建替え促進法案

【マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の改正】

<立法の背景・趣旨>

マンションの老朽化が進んでいるにもかかわらず、建替え要件が厳格であるため、マンションの建替えが進んでいない状況にある。

→ 老朽化等により保安上危険又は衛生上有害な状況にあるマンションの建替え等を促進するための措置を講ずる必要がある。

政府は、老朽化等により保安上危険又は衛生上有害な状況にあるマンションの建替え等に関し、建替え決議の要件を区分所有者及び議決権の各過半数に緩和すること、その建替えにより新たに建築されるマンションの容積率を緩和することその他のその建替え等を促進するための措置について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

現 行

建物の区分所有等に関する法律により、マンションの建替え決議の要件は、区分所有者及び議決権の各5分の4以上とされている。



改 正 後

次の検討の規定を置く

政府は、老朽化等により保安上危険又は衛生上有害な状況にあるマンションの建替え等に関し、建替え決議の要件を過半数に緩和すること、その建替えにより新たに建築されるマンションの容積率を緩和することその他のその建替え等を促進するための措置について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

所要の措置が講じられることにより、老朽化したマンションの建替え等が促進される。